

令和6年5月20日

議 事 録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については○で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和6年度北塩原村農業委員会総会5月定例会 議事録

1. 開催日時

令和6年5月20日（月）午後1時30分～2時50分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星源嗣	出
会長職務代理者	6	岩田多吉	出
農業委員	1	五十嵐大	出
〃	2	小椋隆子	出
〃	3	中川博之	出
〃	4	二瓶睦夫	出
〃	5	蓮沼喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	—	武藤吉博	出
〃	—	武藤正	出
〃	—	五十嵐忠之	欠
〃	—	高畑忠弘	出
〃	—	佐藤周	出
〃	—	佐藤照明	欠

※ 出席委員 農業委員7名 在任委員7名の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 推進委員全員を招集し、在任委員6名中4名が参加した。

4. 欠席委員

推進委員 五十嵐 忠之 委員
佐藤 照明 委員

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任
- 第2 会期の決定
- 第3 業務報告及び今後の予定
- 第4 提出議案
 - ・議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第5 協議事項
 - ・令和7年度農林関係税制改正への要望について
- 第6 その他
 - ・地域計画に係るスケジュール（案）について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 遠藤久彦
事務局係長 遠藤和広
事務局主査 渡部達也
事務局主事 竹田祐菜

7. 会議の内容

■事務局長

ただいまより、令和6年度北塩原村農業委員会定例総会5月定例会を開会いたします。
会長よりご挨拶をお願いいたします。

■会長

(挨拶)

■事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

■議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。

只今の出席委員は農業委員7名中7名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

今月は協議事項があるため、推進委員全員を招集し、推進委員6名中4名に参加頂いております。なお、推進委員の五十嵐 忠之委員、佐藤 照明委員からは欠席する旨の届出がありました。

■議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認め、
4番、二瓶 睦夫委員、5番、蓮沼 喜久雄委員の両名を指名いたします。

■議長

お諮りいたします。会期について本日1日とすることにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

■議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より報告と説明をお願いします。

■事務局

(事務局報告・説明)

■議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

■議長

それでは議事に入ります。

議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

■議長

議案第1号について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について意見を求めるものでございます。

番号1番、1. 申請当事者の氏名等について、設定人は、〇〇 〇〇さん、75歳、大字北山字〇〇の方、被設定人は、有限会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、喜多方市〇〇町に事務所がございました。

2. 申請する農地の所在地及び面積は、関屋字〇1264番、地目は畑、面積4,400㎡、同じく〇1444番、地目は畑、面積1,530㎡、北山字〇〇51番、地目は畑、面積1,102㎡、同じく〇〇52番、地目は畑、面積1,170㎡、同じく〇〇53番、地目は畑、面積1,102㎡、同じく〇〇54番、地目は畑、面積692㎡、同じく〇〇56番、地目は畑、面積58㎡、同じく〇〇57番、地目は畑、面積996㎡8筆、面積の合計は11,050㎡でございます。

3. 権利を設定しようとする事由については、設定人が、高齢化による経営縮小、被設定人が経営規模の維持・拡大及び相手方の要望のためでございます。

4. 権利を設定しようとする契約の内容について、権利の種類は、使用貸借による権利の設定。権利の設定時期は、農業委員会の許可日。権利の存続期間は、農業委員会の許可日から10年間。賃借料の額は使用貸借権のため無償でございます。

5. 権利を設定しようとする者の耕作及び所有地の状況等につきましては記載のとおりでございます。

申請地位置図、申請箇所図につきましては、5ページから8ページをご確認願います。

以上、地元農業委員の意見としまして、6番 岩田多吉委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。

上記のとおり提出いたします。令和6年5月20日提出、北塩原村農業委員長 星源嗣。以上で、議案第1号、番号1番の使用賃借権の設定について、朗読と説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、6番 岩田 多吉委員より調査結果について報告をお願いします。

■6番 岩田 多吉委員

5月13日に設定人・被設定人宅に伺い話を聞いてきました。設定人は、身体が不自由になり、農業をできる状態ではなくなってしまったため、被設定人へ依頼したとのことでした。

被設定人にも確認をとりましたが、経緯等も設定人の話と相違がなかったため、許可相当と判断しました。

■議長

ありがとうございました。

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■1番 五十嵐 大委員

北山字〇〇の土地では何を耕作する予定なのですか？

■6番 岩田 多吉委員

そばを作るそうです。被設定人がそば刈り機等も所持しているとのことでした。関屋字〇〇の方は雑草等が生い茂ってしまっているため、整地するところから始めるとの事でした。

■1番 五十嵐 大委員

了解しました。

■議長

その他、ご質問等ございませんか。

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。番号1番の使用貸借権設定について、申請のとおりこれを適当と認め、許可することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請のとおりこれを適当と認め、決定することといたします。

■議長

それでは、続いて協議事項に入ります。令和7年度農林関係税制改正への要望について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

(令和7年度農林関係税制改正への要望について説明)

■議長

説明は終了しました。

それでは、本件に関し、ご意見、ご質問等ございませんか。

■1番 五十嵐 大委員

農業経営基盤強化準備金の要望について、本村での活用実績はないのでしょうか。

■事務局

記載漏れでした申し訳ありません。具体的な数値まではわかりませんが、過去に数件活用実績があると把握しております。

■1番 五十嵐 大委員

了解しました。

■議長

その他、ご質問等ございませんか。

■議長

ご意見・ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

以上で、令和7年度農林関係税制改正への要望について終了するとともに、協議内容の通り、福島県農業会議へ要望報告書を提出することとします。

■議長

以上で、本日の協議事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

■局長

ありがとうございました。それでは、その他に移らせていただきます。

事務局から連絡がありますので、事務局から説明をお願いします。

■事務局

(地域計画にかかるスケジュール(案)について説明)

■局長

ありがとうございました。

この件について、皆様からご質問等ございますか？

■局長

他に何かございますか。

■局長

無いようですので、以上をもちまして、

北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和 6年 5月20日

北塩原村農業委員議長（会長） 星 源嗣 ⑩

議事録署名委員 4番 二瓶 睦夫 ⑩

議事録署名委員 5番 蓮沼 喜久雄 ⑩